

令和8年度福島県立高等学校入学者選抜 福島県立いわき商業情報高等学校 前期選抜募集要項

福島県立いわき商業情報高等学校（以下「本校」という。）

福島県立平商業高等学校（事務取扱校）

住所 〒970-8016 福島県いわき市平中塩字一水口 37 番地 1

電話 (0246) 23-2628

福島県立四倉高等学校

住所 〒979-0201 福島県いわき市四倉町字五丁目 4 番地

電話 (0246) 32-5111

1 アドミッション・ポリシー

いわき商業情報高等学校では、次のような生徒を求めています。

- 商業・情報分野に興味・関心があり、専門的な知識と技能を身に付け、地域社会の発展に貢献したいと考えている生徒
- 資格取得や特別活動等の活動に積極的に取り組み、自らを高めようとする生徒
- 学習に熱心に取り組み、商業・情報関連への就職や上級学校への進学を目指し、意欲的に学校生活を送ることができる生徒

2 実施学科及び募集定員

課程	大学科名	小学科名	募集定員	特色選抜 募集定員枠	一般選抜募集定員
全日制	商業科	流通ビジネス科	80名	30%	各学科とも、募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。
		情報ビジネス科	40名	30%	
		会計ビジネス科	40名	30%	
	情報科	I T 科	40名	30%	

3 通 学 区 域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、各学科とも県下一円とする。

4 出願資格

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
 - ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 志願してほしい生徒像

<各学科共通>

本校は、商業・情報教育の拠点校として、各学科特色のある教育活動を行い、高い専門性と情報活用能力に加え、勤労を尊ぶ精神を身に付けた、地域の未来を担うことのできる人材の育成を目指しており、次のような生徒を求めている。

A型（学業）：各学科の特色について理解し、学習や特別活動に積極的に取り組む強い意志がある者

B型（部活動）：各学科の特色について理解し、運動部活動等で顕著な実績または高い能力を有し、入学後もその部活動を継続しながら学習との両立を目指す者。ただし、本校の指定する部活動に限る。

本校の指定する部活動：バレーボール（女子） バスケットボール（女子）

<各学科>

【商業科】

流通ビジネス科

- ① 企業の仕組みや流通・販売活動に興味・関心があり、将来は経済・経営系の上級学校への進学や、販売活動や店舗経営あるいは企業の営業などの仕事を目指す者
- ② リテールマーケティング検定や簿記検定などの資格取得に積極的に挑戦する者

情報ビジネス科

- ① パソコンやプログラミング、デジタル機器に興味・関心があり、将来は情報系の上級学校への進学や、デジタルビジネスやクリエイターなどの仕事を目指す者
- ② ITパスポート試験や情報処理検定などの資格取得に積極的に挑戦する者

会計ビジネス科

- ① 企業経営や経理活動に興味・関心があり、将来は経営・会計系の上級学校への進学や、経理や事務、金融関係の仕事を目指す者
- ② 日商簿記検定や全商検定三冠などの資格取得に積極的に挑戦する者

【情報科】

IT科

- ① 情報システム分野や情報デザイン分野に興味・関心があり、情報系分野への進学や就職を希望する者
- ② 四年制大学情報系学部受験や、情報処理技術者試験、グラフィック・コンテンツ制作系の資格取得に積極的に挑戦する者

6 併願の取り扱い

- (1) 志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科についても、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、本校における1学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願は、第一志望と異なる大学科の第二志望は認めない。ただし、商業科（大学科）を志願する者については、商業科に属する学科（小学科）間において第二志望までの併願を認める。

7 WEB出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。

WEB出願システムによる手續等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

なお、県外から志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「15 出願資格申請」により、本校の開設事務取扱者である福島県立平商業高等学校長（以下「事務取扱者」という。）に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

8 出願に必要な書類

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）
ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。
 - ② 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 特色選抜志願理由書（上記(1)②に同じ）
 - ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

9 出願手続

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、事務取扱者に出願する。

- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により事務取扱者に提出する。

なお、調査書については「11 調査書提出」に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月6日（金）正午まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、志願者が直接、出願手続を行う。

(3) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、事務取扱者が処理する。

なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類（様式4号）を提出すること。

(4) 事務取扱者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。

- ① 志願情報に虚偽があるとき

- ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

（本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。）

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立いわき商業情報高等学校開設事務取扱者

住所 〒970-8016

福島県いわき市平中塩字一水口37番地1

10 出願先変更

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

11 調査書提出

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を事務取扱者に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

12 受験票の印刷

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

志願者は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。
なお、受験票の印刷は中学校において代行することができる。

13 出願取消

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに事務取扱者に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

14 自己申告書の提出

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

事務取扱者に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して事務取扱者に自己申告書（様式7号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。
提出及び受領は、次の方法により行う。

(1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、巻封の上、事務取扱者あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

(2) 自己申告書の提出があった場合、事務取扱者は、自己申告書受領書（様式8号）を交付する。

15 出願資格申請

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

県外等からの志願者は中学校を経由して、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は直接、申請期間内に持参又は送付により必要な書類を事務取扱者に提出し、出願資格を有することの承認を得る。
なお、中学校長又は志願者は手続を始める前に事務取扱者に連絡をすること。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

16 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料とするとともに、さらに特色検査の結果を併せて資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

- ① 学力検査
5教科実施し、学力検査の満点を250点とする。
 - ② 特色選抜志願理由書
本校の当該学科への志願の動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。
 - ③ 調査書
「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍とし、195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、55点満点として、合計250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。
 - ④ 特色面接
個人面接を実施する。個人面接では、本校での学ぶ意欲や志望動機、活動実績等についてみる。面接については、段階評価する。
 - ⑤ 特色検査
A型については作文を実施する。あるテーマについて、600字程度で自分の感想や思いを述べる作文とする。作文については、点数化し、30点満点とする。
B型については実技を実施する。基本的な技術・技能をみる。実技については、点数化し、30点満点とする。
 - ⑥ 選抜資料の満点
全体の満点は、530点とする。
- (2) 一般選抜
調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として選抜を行う。
ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。
- ① 学力検査
5教科実施し、学力検査の満点を250点とする。
 - ② 調査書
「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。
 - ③ 一般面接
実施しない。

17 学力検査等の日時及び会場

(1) 学力検査

① 日 時 令和8年3月4日(水)

開 場：午前8時05分（入口は生徒昇降口）

集 合：午前8時30分まで（受付は学力検査会場）

学力検査：午前9時～午後3時10分

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語 (50分)	休 (20分)	数学 (50分)	休 (20分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (60分)	理科 (50分)	休 (20分)	社会 (50分)	

② 会 場 福島県立平商業高等学校

③ 持参物 受験票、上書き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、分度器機能を有する定規は使用できない。）、下足を入れる袋

④ その他 下敷き、分度器、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

(2) 特色面接・特色検査

① 日 時 令和8年3月5日(木)

開 場：午前8時05分（入口は生徒昇降口）

集 合：午前8時30分まで（受付は控室）

特色面接・特色検査：午前9時から正午

※終了予定時刻は、令和8年2月27日(金)までに本校のWebサイトに掲載する。

② 会場 福島県立平商業高等学校

③ 持参物 受験票、上書き、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、下足を入れる袋
※B型志願者は特色検査（実技）で必要な物

運動着（上下）、体育館シューズ（バレーボールシューズ、バスケットボールシューズでも可）、サポート一類

④ その他 計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

18 追検査等の実施

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

(1) 日時

① 学力検査

令和8年3月10日(火)

開場：午前8時05分（入口は生徒昇降口）

集合：午前8時30分まで（受付は学力検査会場）

学力検査：午前9時～午後2時45分

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

② 特色面接・特色検査

令和8年3月11日(水)

開場：午前8時05分（入口は生徒昇降口）

集合：午前8時30分まで（受付は控室）

特色面接・特色検査：午前9時～午前10時30分

9:00	10:30
特色面接	特色検査

※面接等のみの対象者の面接等を3月10日(火)に行う場合がある。

選抜の一部を受験する場合の日時は、中学校長を通して志願者に連絡する。

(2) 会場 福島県立平商業高等学校

(3) その他 持参物については、「17 学力検査等の日時及び会場」のとおりとする。

19 選抜結果発表

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜及び学科）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 選抜結果発表期間の初日は午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を福島県立平商業高等学校南校舎に掲示する。
- (3) 合格者に対して合格通知書（様式13号）を福島県立平商業高等学校南校舎で交付するので、受験票を持参し、来校すること。
- (4) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

20 学力検査結果の提供

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
前期選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

21 その他の

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式14号）を令和8年3月6日(金)午後4時までに事務取扱者へ提出する。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。

(3) 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して事務取扱者に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、事務取扱者に提出する。

なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

(4) 障がい等のある志願者に対する配慮

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

提出する書類は次のとおりとする。

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、事務取扱者に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式18号）と事務取扱者が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 上記①以外の者

原則として年内に、志願者は、事務取扱者に問い合わせること。

事務取扱者は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式19号）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

(5) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、事務取扱者に問い合わせること。